

日本脳卒中学会「rt-PA(アルテプラゼ)静注療法適正治療指針第二版」における
治療を行う施設の推奨項目の変更点 (2016 年 9 月)

	推奨項目(旧)	推奨項目(新)
人 員	・ 集中治療のために十分な人員（日本脳卒中学会専門医などの急性期脳卒中に対する十分な知識と経験を持つ医師を中心とする診療チーム）を有すること ・ 実施担当医が日本脳卒中学会の承認する本薬使用のための講習会を受講し、その証明を取得すること	・ 急性期脳卒中診療担当医師が、患者搬入後可及的速やかに診療を開始できること (脳卒中診療担当者は、日本脳卒中学会の承認する本薬使用のための講習を受講することが望ましい)
脳 神 経 外 科	・ 脳神経外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること（病院間で適切な契約または約束が出来ている条件のもとであれば、必ずしも院内で処置が行えなくとも良い）	・ 脳神経外科的処置が必要な場合、迅速に脳外科医が対応できる体制があること (脳神経外科的処置については、少なくとも 2 時間以内に脳外科医が対応できる体制があらかじめ構築されていれば、転院やオンコール体制での対応も可能)
設 備	・ ストロークケアユニットまたはそれに準ずる設備を有すること	(アルテプラゼ静注後の管理は、脳卒中ケアユニットまたはそれに準ずる集中治療室等の設備で行うことが望ましい)
	・ CT または MRI 検査が 24 時間実施可能であること	・ 頭部 CT または MRI 検査、一般血液検査と凝固学的検査、心電図検査が施行可能であること

日本脳卒中学会「rt-PA(アルテプラゼ)静注療法適正治療指針第二版」を参考に作成